

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 小 野 共

- 1 日時
平成 29 年 4 月 18 日（水曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 1 時 50 分散会
（休憩 午前 10 時 26 分～午前 10 時 29 分、午前 11 時 1 分～午前 11 時 6 分、
午前 11 時 7 分～午前 11 時 8 分、午後 0 時 3 分～午後 1 時）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
小野共委員長、佐々木茂光副委員長、郷右近浩委員、柳村一委員、
岩崎友一委員、城内よしひこ委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員
- 4 欠席委員
伊藤勢至委員
- 5 事務局職員
柳原担当書記、千葉担当書記、橋場併任書記、佐藤併任書記、佐々木併任書記、
新田併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
佐藤総務部長、高橋副部長兼総務室長、石川総合防災室長、西島防災危機管理監、
山田防災消防課長
 - (2) 政策地域部
藤田政策地域部長、鈴木副部長兼地域振興室長兼台風災害復旧復興推進室長、
大坊交通課長
 - (3) 警察本部
種田警務部長、吉田参事官兼警務課長、津田参事官兼生活安全企画課長、
山田参事官兼刑事企画課長、大和田参事官兼交通企画課長、新家参事官兼公安課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査
 - ア 受理番号第39号 共謀罪（テロ等準備罪）を創設しないことを求める請願
 - イ 受理番号第40号 いわゆる「共謀罪」法案の今国会への提出見送りと憲法の遵守
を求める請願

(2) 継続調査（総務部関係）

「台風第10号災害を踏まえた県の防災体制の整備について」

9 議事の内容

○小野共委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

なお、伊藤勢至委員は所用のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

この際、当委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

まず、柳原担当書記。

千葉担当書記。

橋場併任書記。

佐藤併任書記。

新田併任書記。

高橋併任書記。

次に、一般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、秘書広報室の人事紹介を行います。保秘書広報室長から秘書広報室の新任の方々を御紹介願います。

○保秘書広報室長 それでは、御紹介申し上げます。

まず、上和田野里美副室長兼首席調査監でございます。

藤澤修秘書課総括課長でございます。

佐々木真一広聴広報課総括課長でございます。

新沼司広聴広報課報道監でございます。

以上です。よろしく願います。

○小野共委員長 次に、総務部の人事紹介を行います。新任の佐藤博総務部長を御紹介いたします。

○佐藤総務部長 佐藤でございます。小野委員長を初め委員各位の御指導、御鞭撻のほどよろしく願います。

○小野共委員長 それでは、佐藤総務部長から総務部の新任の方々を御紹介願います。

○佐藤総務部長 高橋勝重副部長兼総務室長でございます。

猪久保健一参事兼管財課総括課長です。

八重樫学総務室放射線影響対策課長です。

佐藤一男人事課総括課長です。

松本淳法務学事課総括課長です。

黒田敏彦法務学事課特命参事でございます。

横道栄雄税務課総括課長です。

西島敦総合防災室防災危機管理監です。

以上でございます。どうぞよろしく願います。

○小野共委員長 次に、政策地域部の人事紹介を行います。新任の藤田康幸政策地域部長

を御紹介いたします。

○藤田政策地域部長 藤田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○小野共委員長 続きまして、新任の佐々木淳理事兼科学 I L C 推進室長兼国際室国際監を御紹介いたします。

○佐々木理事兼科学 I L C 推進室長兼国際監 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○小野共委員長 藤田政策地域部長から、政策地域部の新任の方々を御紹介願います。

○藤田政策地域部長 それでは、政策地域部の新任職員を紹介させていただきます。

まず初めに、鈴木敦副部長兼地域振興室長兼台風災害復旧復興推進室長でございます。

伊勢貴参事兼調査統計課総括課長でございます。

佐々木隆国際室長でございます。

竹澤智政策推進室評価課長でございます。

臼井智彦市町村課総括課長でございます。政策推進室ふるさと振興監を兼任しております。

菅原健司地域振興室地域振興監でございます。政策推進室ふるさと振興監を兼任しております。

竹花光弘地域振興室県北沿岸振興課長でございます。政策推進室ふるさと振興監を兼任しております。

最後に、高橋雅彦国際室国際監でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いい申し上げます。

○小野共委員長 次に、復興局の人事紹介を行います。新任の佐々木信復興局長を御紹介いたします。

○佐々木復興局長 佐々木でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいいたします。

○小野共委員長 佐々木復興局長から復興局の新任の方々を御紹介願います。

○佐々木復興局長 復興局の新任の職員を紹介いたします。

千葉一之副局長技術担当です。

和村一彦まちづくり再生課総括課長です。

小原由香産業再生課総括課長です。

工藤直樹生活再建課総括課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○小野共委員長 次に、出納局の人事紹介を行います。新任の新屋浩二会計管理者兼出納局長を御紹介いたします。

○新屋会計管理者兼出納局長 新屋でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○小野共委員長 新屋会計管理者兼出納局長から出納局の新任の方々を御紹介願います。

○新屋会計管理者兼出納局長 それでは、御紹介申し上げます。

高橋栄治管理課長でございます。

菅野正男審査課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**小野共委員長** 次に、人事委員会事務局の人事紹介を行います。新任の菊池透人事委員会事務局長を御紹介いたします。

○**菊池人事委員会事務局長** 菊池透でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**小野共委員長** 菊池人事委員会事務局長から人事委員会事務局の新任の方を御紹介願います。

○**菊池人事委員会事務局長** 蛇口秀人職員課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**小野共委員長** 次に、監査委員事務局の人事紹介を行います。新任の熊谷正和監査委員事務局長を御紹介いたします。

○**熊谷監査委員事務局長** 熊谷でございます。どうぞよろしく願いします。

○**小野共委員長** 熊谷監査委員事務局長から監査委員事務局の新任の方を御紹介願います。

○**熊谷監査委員事務局長** 千葉達也監査第一課総括課長でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○**小野共委員長** 次に、警察本部の人事紹介を行います。新任の友井昌宏警察本部長を御紹介いたします。

○**友井警察本部長** 警察本部長の友井でございます。よろしく願いいたします。

○**小野共委員長** 友井警察本部長から警察本部の新任の方々を御紹介願います。

○**友井警察本部長** 羽澤武志生活安全部長です。

照井光弘刑事部長です。

佐藤力也交通部長です。

勝又薫警務部参事官兼首席監察官です。

吉田良夫警務部参事官兼警務課長です。

八重樫博美警務部参事官兼人財育成課長です。

中村茂警務部参事兼会計課長です。

吉田伸広警務部参事兼厚生課長です。

阿部裕一監察課長です。

小野寺啓泰警務部参事兼情報管理課長です。

津田勝則生活安全部参事官兼生活安全企画課長です。

奥野淳生活安全部参事官兼地域課長です。

藤井清人生活安全部参事官兼通信指令課長です。

千葉和幸生活安全部参事官兼生活環境課長です。

山田剛刑事部参事官兼刑事企画課長です。

幅下昇交通部参事官兼運転免許課長です。

乳井博警備部参事官兼警備課長です。

金田一正人総務課長です。

なお、工藤実刑事部参事官兼捜査第一課長は、本日会議出張のため欠席しております。

以上で警察本部の紹介を終わります。

○**小野共委員長** 以上で執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第 39 号共謀罪（テロ等準備罪）を創設しないことを求める請願及び受理番号第 40 号いわゆる「共謀罪」法案の今国会への提出見送りと憲法の遵守を求める請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

その後、当局から説明することはありませんか。

○**高橋副部長兼総務室長** 議題とされております請願 2 件に関して、お手元にお配りしております資料により、3 月 17 日の当委員会での審査以降に動きのあった事項を中心に御説明いたします。

資料の 1 ページ、中ほど、2 をごらんください。政府は 3 月 21 日に、いわゆるテロ等準備罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案を閣議決定し、衆議院に提出しております。その後、4 月 6 日に衆議院本会議で審議入りしました。なお、4 月 14 日には衆議院法務委員会において趣旨説明が行われており、明日、19 日から当委員会において実質審議入りするものと承知しております。

資料の 3 ページのほうにお進み願います。7、参考の下のほう、(3) をごらんください。今般提出されました組織犯罪処罰法改正案では、いわゆるテロ等準備罪、すなわち組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定等が整備されておまして、そのうちテロ等準備罪に係る新設の条文及び対象犯罪を資料に掲げております。

まず、条文について、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団を適用の対象とするものであり、当該集団の団体の活動として組織により行われるもので、2 人以上で計画をし、少なくとも 1 人により実行するための準備行為が行われたとき、計画に同意した全員が処罰されるという規定内容であります。

次に、対象となる犯罪については、資料の 5 ページに整理された一覧を掲載しております。その数については、組織的な犯罪集団の関与が現実的に想定される罪などの 277 に絞り込まれたものとされており、具体的に例示しますと、資料の掲載順とは異なりますが、組織的な殺人、現住建造物等放火、サリン等の発散などのテロの実行、覚醒剤、コカイン等の輸出入、譲渡などの薬物関連、人身売買、強制労働などの人身に関する搾取、組織的な詐欺や恐喝、通貨や有価証券の偽造などの資金源獲得、また偽証、組織的な犯罪に係る証拠隠滅などの司法妨害などとなっております。

なお、資料の 2 ページにお戻りいただきまして、4、テロ等準備罪の内容についてとし

まして、政府における検討段階の罪名、適用対象等を掲げておりますが、検討中の案について、最終的にはこのとおり閣議決定されたものであります。以上で説明を終わります。

○小野共委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○飯澤匡委員 4月6日に衆議院本会議で審議入りしたということですが、今後の国会の日程を含め会期末について、これは政治的な部分もあるのですけれども、私は国政政党に入っていないので情報が不足しておりますから、その点について何か把握していることがあればお知らせください。

○高橋副部長兼総務室長 新聞報道等によるものとなりますが、先ほど説明いたしましたとおり、衆議院法務委員会において4月14日趣旨説明された。その後の質疑の日程については、国会のほうで調整中かと推察しておりましたが、けさほどの新聞等では19日から実質的な審議入りするといったようなことがありましたので、動向を見ていきたいと思っております。

なお、今国会の会期につきましては、6月18日であったと承知しております。

○郷右近浩委員 休憩。

○小野共委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 再開いたします。

ほかに質疑、御意見はありませんか。

○工藤大輔委員 お伺いしたいのですが、今回の共謀罪の関係は、国際組織犯罪防止条約に批准するために、国内法を整備するように要請され、その対応に向けてのものが大きいというふうに認識しております。あわせて今回の共謀罪については、組織的な犯罪について計画段階でその罪を問えるということになるわけですけれども、現在こういった重大な事案というのは、国では実際にどのぐらいあるのか、県内ではそういった事案がどのぐらいあったものなのか、把握していればお答え願います。

○山田参事官兼刑事企画課長 恐れ入ります。今手元に数値がございませんので、確認後に。いわゆる277の犯罪についての、岩手県内での発生ということによろしいでしょうか。

○工藤大輔委員 わかればですが。

○小野共委員長 その答弁は、いつ出てきますか。

○山田参事官兼刑事企画課長 今ちょっと、確認しまして。

○工藤大輔委員 わかればということで聞いたのですが、恐らくこれはすぐ出てこないと思うので、県内の状況はわかりました。国でも、日本全体で、重大犯罪ということになれば数%というのが、国会の審議の中でも一部数字として出ていたかというふうに思っております。そういった中で、今回この罪を問えるというふうになると、心配されるのが今の現行法の中で、法と証拠に基づいて、犯罪行為が実際に行われた、あるいは被害者はいないけれども、未遂に終わったという事案も、実際には警察の中では逮捕できる案件かと思

いますけれども、いかがでしょうか。

○山田参事官兼刑事企画課長 委員の御指摘の関係ですが、この共謀罪ということによろしいでしょうか。

○工藤大輔委員 はい。

○山田参事官兼刑事企画課長 まだ法律として成立しておりませんので、法律として成立した後に、法と証拠に基づいて適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

○工藤大輔委員 私が聞きたかったのは、今回の国際組織犯罪防止条約のところの関係性の中でお伺いしたかったのです。そういったものが発生した際に、現在は計画段階でなくても、そういった意味で逮捕、搜索等ができないものかということでお伺いしたのです。

○山田参事官兼刑事企画課長 現行法の範囲内で証拠と法に基づいて対応していくしかないということでございます。

○飯澤匡委員 過去に岩手県警のお手柄で、爆発物を製造しているところを摘発して、未然に防止したという事案があったと思うのですが、あれはどのような罪が適用されて逮捕に至ったのかということがわかればお知らせください。

○新家参事官兼公安課長 その事件につきましては、いわゆる湯沢アジトの摘発の事件と申しますけれども、爆発物取締罰則や火薬類取締法等を適用したというふうに記憶しております。

○郷右近浩委員 私もいろいろクエスチョンだらけでありまして、3月の市町村や他県の議会等の判断等を見ても、そもそも情報量が少ない中で、運用自体がはっきりしないから反対といったような形の不採択であったり、採択であったりといったような、いろんな動きがあったように拝見しておりました。わからないから不安という部分をどう判断するかという中で、金田法務大臣の答弁でもはっきり出てこないの、やっぱり不安が募るだけです。今回出てきた資料についても、強制わいせつ、強姦罪、準強制わいせつ罪であったりと、これまでもさまざまな形で、もちろんいけないことと私自身も認識してきたものがいっぱい並んでいるわけでありまして、これはテロ等準備罪なのか、そうではない普通の犯罪なのかという線引きをするのは警察という形になるのでしょうか。先ほど飯澤委員が、以前のケースで爆弾犯等のときにどのような形で対処したのかといったような部分ともつながると思うのですけれども、その線引きがわからないので教えていただければというふうに思います。

○種田警務部長 テロ等準備罪の関係、新設の法改正の関係でございますけれども、国で検討中ということもありますので、なかなかそこら辺の部分も十分わかっていないことでもございまして、県警としては答弁のほうを差し控えさせていただきたいと思っております。県警察は法律を執行する機関でございまして、国で検討しているこの法律につきまして、県警としてコメントする立場でもないということもございまして、そういった意味でも答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

○郷右近浩委員 まあ、そうなのでしょうけれども。というのは、きょう配付された資料

で、2人以上の者が合意して、そして片方が犯罪自体を直接行ったといったとき、もう一人の方も一緒にの罪であるという御説明をいただいたと思うのですが、特に強姦罪に興味があるわけではないですが、大学の現場なんかでも、これまでいろいろな事件があった中で、その判断といったものが非常に曖昧ではないのかなと。

今回のこの277に上るそれぞれの罪名ですけれども、この中身というのは、もっと本当に精査して、そして何をもってテロとするのか。テロ対策というか、これまで国内法の中でもいろんな形で対処してきたものを、これをさらに範囲を指定して、これはという部分については、やっぱりもうちょっと慎重であるべきではないのかなというふうに思うわけです。ですので、例えば277の犯罪の絞り込みとか、もしかしたら拡大ということも今後あり得ると考えているのか、これは警察というよりは県としてどのような情報を持っているのかをお伺いしたいと思います。

○高橋副部長兼総務室長 私どもが承知しているものとしては、お配りの資料の2ページに、6番のテロ等準備罪の主な論点についてということで、4点ほど掲げさせていただいておりますが、そのうちの対象犯罪につきましては、当初国において676で検討していたのを広過ぎるといったような議論を踏まえて、今回の277の犯罪に限定するといったような経過があったというふうに承知しております。

なお、昨日、法務委員会ではありませんが、決算行政監視委員会でもこれに関していろいろな質疑等がありまして、例えば森林法違反の事例などにおいて、森林窃盗等により組織の維持運営に必要な資金を得るために計画するものは現実的に想定されるとか、そういったようなやりとりがされたことを報道で承知しております。

○工藤大輔委員 ちょっと県警本部に確認したいのですけれども、今これは計画段階で、計画があるよということの話があって、通報があり、その裏づけ捜査をして実際にそうだねと、危ない集団だねとなった際には、任意同行か、しょっぴけるか、そういうことができるということですよ。今回これが通れば。

○山田参事官兼刑事企画課長 まだ成立していない法律でございますので、成立すれば、その中で法と証拠に基づいての対応となりますので、現段階で成立する前に、こういった場合にはそういうケースになるというようなお話は控えさせていただきたいと思います。

○工藤大輔委員 成立すればどうなるかというのはわかっていると思いますが、そういった中で、現段階での違いということをお伺いしたいのは、現段階においてもそういった通報等があれば捜査の対象にはなりますよね。実際やっているかどうかということも含めて、計画段階かどうかわからないが、実際に通報があって、そういった犯罪が行われた、あるいは行われようとしているというのは、捜査の対象となり、捜査はしますよね。そこを確認したいと思います。

○山田参事官兼刑事企画課長 犯罪があると思料した場合には、我々は捜査をしておりますので、一般論になりますけれども、そういった犯罪にかかわる情報があれば、当然捜査をするということになります。

○工藤大輔委員 捜査をして、例えば未遂に終わったものはどういう対応になるのか、そこを聞きたいと思います。

○山田参事官兼刑事企画課長 法定刑の中に未遂罪を罰するものがあれば、それにつきましては罰せられることになると思われま。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第39号共謀罪（テロ等準備罪）を創設しないことを求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○郷右近浩委員 ただいまの受理番号第39号の創設しないことを求める請願については、私自身は採択ということをお願いしたいというふうに思っております。

といいますのは、今ある質疑でもありましたとおり、結局今回この法律ができないうちはわからないといったような、そのような答弁しかいただけないと。実際そのとおりだと思います。ただ、今対象とされている277の犯罪の中には、これまで国内法の中で対処してきたものが多く含まれているという中であって、今回の共謀罪、途中からテロ等準備罪になりましたけれども、そのテロ等準備罪が適用になった場合、それを一体どのような形で判断していくのか。結局は人の心の中というか、その犯罪を犯したとされる人が、どのような思想で、どのような考えでやっていたかにまで踏み込んでいかないと、きちんとした形での対処ができないのではないかとというふうに思うところでございます。

それに対して、これまで日本という国はさまざまな形で、警察であったり、さらにはそれ以外の執行機関を含めて、日本の安心、安全というのをつくってきたというふうに私自身は思っておりますし、その中で十分対処できるのではないかとといったような思いであります。今回東京オリンピックを理由にして、それに間に合わせなければならないという早急な形でつくるべき法律ではないと思うところから、今回この共謀罪を創設しないことを求める請願を採択するよう、皆様方の御賛同を求めるところでございます。

○岩崎友一委員 結論から申しますと、我々は不採択であります。理由は、前回の委員会でも申し述べたとおりでありますけれども、テロは基本的にやってはいかんし、計画してもいかんわけであります。この277の犯罪が細かくて、全部見るのも大変ですけれども、内乱等幫助等、爆発物の製造、輸入、所持、注文、大麻の栽培、サリン等の発散とか、これは全部やってはいかんことであって、こういうのはしっかり取り締まろうということで、一般の方々が普通に生活していれば、こういったことは普通はしないということになります。

前回は申し上げましたけれども、国際組織犯罪防止条約を締結するために、しっかり国内法を制定することが重要であるということでもあります。郷右近委員からも東京オリンピックの話が出ましたけれども、2019年にはラグビーワールドカップということで、国際大

会が2年連続で行われるわけでありますが、ニュース等を見ていまして、海外では本当に頻繁にテロが発生していると。中には日本人も犠牲になっていること等もございまして、本当にテロというものは怖いというのをテレビだったり新聞を通して、我々も思い知らされているところでもあります。今回テロ等準備罪を制定するという事は、そういった意味において抑止力になると思いますし、それを通して国際組織犯罪防止条約を締結できれば、より抑止力が高まるというふうに我々は解釈をしております。

政府におかれましては、この理解醸成のためにさらなる努力は必要であるかと思いますが、以上の理由から不採択でお願いしたいと思います。

○飯澤匡委員 前は継続という立場で意見の陳述をさせていただきましたが、この間、審議入りをして、いろいろ国会等での審議の状況も明らかになってきました。金田氏を法務大臣にしたということについては、それはそれとして、ただいま岩崎委員が申し上げましたように、まず第一に国際連携に必要な不可欠だという点については、押さえておかなければならないと思います。テロ等準備罪については、国連において国際社会でテロと対峙するために国際組織犯罪防止条約というのを採択したわけでありますが、先進国で、G7で唯一日本が締結に至っていない。それで、今の世界情勢を見ますと、テロを未然に防がなくてはならないという点は、一般国民の願いでもあり、この法整備は急がなければならない。これは、国民全体がそういうふうな認識で統一していると思います。

ただ、基本的人権であるとか、それから刑事法とのかかわりあいの中で問題点が指摘されておりますが、私の観点は、国際社会がテロの事前情報を得ても受け取ることができない、受け取ってもこれに対処すべき法令がないというのが今の日本の状況でありまして、これはテロと戦う国際連携において、日本は非常に弱い環境にあると。したがって、国内法の成立が、先ほど申し上げました国際組織犯罪防止条約の要件となっておりますので、きょうの対応状況を見ても、世界各国は対応しているという状況であります。

確かに政府の検討については、当初は粗い点もありましたが、277の犯罪に絞り込んできたというような中で、政府内でも統一見解が図られつつありますし、閣議決定もされたということでございます。

私は、日々変化する国際情勢の中で、富む者と富まない者、また宗教対立の中で、我が国もしっかりと準備をしていかなければならないという観点から、この請願については不採択という意見を述べさせていただきます。

○工藤大輔委員 私は、今回の請願に関してですけれども、国際組織犯罪防止条約に批准をするということは賛成であり、国においてもすべきだというふうに思っております。その理由は、先ほど飯澤委員が述べたとおりであります。ただ、その内容については、600台から277の犯罪に絞り込んだということの中で、中には種苗法だとか、先ほどの山林に関するものだとか、到底テロに直結するようなものというところまで絞り切れていないのではないかなというようなものも見受けられます。恐らくこれは刑法で、4年、5年以上だとか、そういった罪となるものが列記されたのがこれなのかなというふうにも思いますが、

ただ実際の現行法の中でも、これは日本弁護士会あるいは東北弁護士会のほうでも指摘をされている点でもありますが、現行法の中でもテロの防止のための国連条約のほとんどが準備をされているというものもあります。というのも、未遂前の段階で取り締まることができる各種予備共謀罪が合計で 58 あり、凶器準備集合罪など独立罪として重大犯罪の予備的段階を処罰しているものを含めれば、重大犯罪についての未遂以前の処罰はかなり行うことができるということであつたり、銃砲刀剣の厳重な所持制限については、実際アメリカよりも規制が厳しいというのはそのとおりであります。実際において現行法の中でも十分テロについては対応でき、国際組織犯罪防止条約を批准することは可能との見解も示されているところでございます。

そういった中で、私はテロ等に関するもので足りないものがあれば、さらに国内法を強化すべき分野だけ強化して、拡大解釈ができるような、計画段階だとかそういったものについて、捜査が拡大するようなものについては、抑止的にすべきではないかというふうな思いを持っておるところであり、今国会で審議が進むこととなりますが、創設しないことというこの請願については賛成をしたいというふうに思います。ただ、再度申し上げますが、共謀罪を創設することに反対をするということは、国際組織犯罪防止条約を批准するなという見解ではないということをお願いして、この請願については賛成をしたいと思っております。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野共委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 40 号いわゆる「共謀罪」法案の今国会への提出見送りと憲法の遵守を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○飯澤匡委員 我が会派は紹介議員となっておりますので、私は反対の立場でクロスボーディングする関係から説明させていただきます。

その請願の受理時点と大きく内容も変わって、政府もそれなりに対応しているということは、私自身は評価をいたします。よって、さきの第 39 号と同様にこれについては不採択ということで、国のさまざまな諸問題については会派の中でも各自の判断に任せるといってございまして、紹介議員になっているのにどうなのだという話でありますけれども、私個人の判断でそういうことにさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

○郷右近浩委員 受理番号第 40 号いわゆる「共謀罪」法案の今国会への提出見送りと憲法の遵守を求める請願でありますけれども、これが受理されましたのは 3 月 14 日ということで、まさに通常国会への提出前でした。そうしたことで、今回の請願の項目としまして

も、政府は今通常国会においていわゆる共謀罪法案を提出しないことを求める請願となっております。今提出になった後で、この請願について採択、不採択というのはもう時宜を逸してしまっていると思っておりますし、これが請願者にとって憲法の遵守を求める思いが強いものなのか、あくまで提出見送りが趣旨であるのか、請願を読み解くと請願項目はそのようになっておりますので、そうしたものも含めまして請願者と話をさせていただき、そしてこの請願自体の取り扱いをどのようにしていくか、請願者にお諮りいただければというふうに私自身考えるものであります。

よって、この請願につきましては、今ここで採択、不採択と決めるのではなく、委員長にまた力をいただきながら、御配慮いただきながら、請願者ともう一度話をさせていただきたいというものでありますので、お取り計らいをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○小野共委員長 継続審査ということですね。

○郷右近浩委員 とりあえず継続審査ということです。

○岩崎友一委員 採決するのであれば、先ほど申し述べた理由から不採択であります。ただ、今郷右近委員から話がありました。今の話は二つくらい趣旨があったと思うのです。取り下げと、請願の趣旨を再度確認するということがあったと思うのですが、請願の趣旨と今の実態に相違があるということですので、もし取り下げるというのであれば、それはそれで構いません。ただ、趣旨確認をしても、憲法遵守なのか、今国会に提出しないということなのか、確認をすればどんどん時間が延びていだけなので、取り下げるのであれば、今回は取り下げるという形で進めていただいたほうがいいのかなどは思ひます。

○小野共委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 再開いたします。

本請願については、継続審査と不採択の御意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることの賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野共委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

○郷右近浩委員 さっきは不採択しか出ていないから、不採択を諮るのではないですか。

○小野共委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 再開いたします。

もう一回、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野共委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

次に、台風第 10 号災害を踏まえた県の防災体制の整備について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○石川総合防災室長 それでは、台風第 10 号災害を踏まえた県の防災体制の整備について御説明申し上げます。

お手元にお配りいたしました資料に沿って説明させていただきますが、1 枚の紙に 2 ページ分のシートを入れております。それぞれのシートの右下にページ番号を振っておりますので、説明中このページ番号を申し上げますので、順次ごらんいただければと存じます。

まず、1 枚目の紙の下の段、2 ページをごらんいただきたいと存じます。本日でございますが、最初に台風第 10 号災害の概要を振り返り、その後この災害を踏まえた防災体制の整備について御説明申し上げます。

3 ページをごらんください。台風第 10 号は、この天気図に記載のとおり、昨年 8 月 21 日に発生し、初め南西に進んだ後、東大東島付近で向きを北東に変え、29 日から 30 日にかけて日本の東海上を北に進み、大船渡市付近に上陸後、岩手県、青森県を横断し、31 日午前零時に日本海で温帯低気圧になったものです。台風が太平洋側から東北地方に上陸するコースは、気象庁の統計上、今回が初めてでございます。

下の段、4 ページをごらんいただきたいと存じます。台風第 10 号による県内の被害状況でございますが、本年 2 月 10 日現在で亡くなった方が 21 名、行方不明者 2 名、住家被害は全壊 489 棟、半壊 2,218 棟、被害額は土木施設や農林水産関係など 1,440 億 5,505 万円となり、被害金額では東日本大震災津波を除けば戦後最大規模となっております。

5 ページをごらんください。台風第 10 号災害では、特に宮古市、久慈市、岩泉町が甚大な被害を受けました。

下の段、6 ページをごらんいただきたいと存じます。今回の台風災害では、国道 106 号や 455 号を初め、県内の国道、主要地方道、一般県道が大きな被害を受けました。このことは被災地における集落の孤立をもたらし、県内各地から被災地に向かう消防や自衛隊などの移動にも大きな支障を来したところでございます。

7 ページをごらんいただきたいと存じます。ここから当時の岩泉町の状況について御説明申し上げます。岩泉町では、8 月 29 日から 31 日までの 2 日間で約 248 ミリメートルの降水を記録いたしました。これは、岩泉町の 8 月の月平均降水量 157.4 ミリメートルを大幅に上回る量でございます。

8 ページをごらんいただきたいと存じます。山に降りました雨は谷あいの川に、そして小本川に流れ込みました。

9 ページと 10 ページをごらんいただきたいと存じます。これは、発災翌日、8 月 31 日の岩泉町中心部の被災状況でございます。

11 ページをごらんいただきたいと存じます。岩泉町向町の永代橋付近の写真でございます。大量の流木が橋にひっかかりまして、ダムのようにになっていることがおわかりいただけるかと存じます。

下の段、12 ページをごらんいただきたいと存じます。乙茂地区のグループホーム楽ん楽んや、介護老人保健施設ふれんどりー岩泉、岩泉乳業株式会社付近を上空から写した写真でございます。

13 ページをごらんいただきたいと存じます。13 ページと 14 ページの写真でございますけれども、岩泉乳業株式会社の下道副社長が当時社屋に取り残され、8 月 31 日の朝に撮ったものでございます。小本川一帯が泥水の湖のようにになっている様子がおわかりいただけるかと存じます。

15 ページをごらんいただきたいと存じます。ここから台風第 10 号災害への対応について御説明させていただきます。台風が北上を始めた 29 日の午前中、気象台から防災関係機関、国を対象とした説明がございました。その日の午後、県及び岩泉町ともに災害警戒本部を設置しております。台風が上陸した 30 日の午前 9 時に、岩泉町は町内全域に避難準備情報を発令いたしました。県では、午前 10 時に総合防災室長をトップとする災害警戒本部から、総務部長をトップとする特別警戒本部にレベルを上げるとともに、午前 11 時半過ぎに、要支援者等の早目の避難などを呼びかける注意喚起の文書を市町村に送ったところでございます。また、正午には知事をトップとする災害対策本部を設置し、各広域振興局から全ての市町村に職員を派遣させていただきました。なお、災害対策本部は、通常、災害により被害が発生した後に設置するものでございまして、台風上陸前に災害対策本部を設けたのは今回が初めてでございます。

下の段、16 ページはその続きになります。午後 5 時前後には、気象台や岩泉土木センターから岩泉町に直接注意喚起の電話がかけられております。しかし、それからまもなく被害情報や問い合わせの電話が岩泉町役場に殺到したため、役場の担当者は対応に忙殺され、気象台などから受けた情報を町長に伝えることができませんでした。

17 ページをごらんいただきたいと存じます。午後 9 時ころ、岩泉町から県に衛星携帯電話で自衛隊の派遣要請がございました。県は自衛隊に派遣要請を行いましたし、また午後 10 時ころ、総務省消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行ったところでございます。31 日の朝には、自衛隊のヘリが現場に到着し、被災者を救助したほか、自衛隊の地上隊も通れる道を探しながら岩泉町に到着。その後、警察、消防の応援部隊も現地に入りまして、救助、救援、捜索などの活動を展開いたしました。

下の段、18 ページでございますが、県が 8 月 30 日に災害対策本部を設置し、9 月 23 日に本部を廃止するまでに実施した主な活動を記載しております。なお、9 月 23 日に県は災害対策本部を廃止すると同時に、平成 28 年台風災害復旧復興推進本部を立ち上げていると

ころでございます。

19 ページをごらんいただきたいと存じます。被災地におきましては、多くの道路が寸断され、当初、孤立地域の解消には数カ月がかかるというふうに言われておりましたが、発災から約1カ月後には解消されました。工期短縮の理由を3点ほど記載しておりますが、県建設業協会や建設会社の懸命な作業が特筆されるというふうに現地災害対策本部長から聞いております。

下の段、20 ページでございます。現地対策本部の設置による市町村や関係機関との連携強化。岩泉町には、発災前から県の災害対策本部の地方支部であります沿岸広域振興局から職員を派遣し、発災後におきましては県の総括課長級や担当課長級の職員をキャップとするチームを派遣しておりましたが、今回の災害の甚大な被害に鑑み、9月2日から約1カ月間、盛岡広域振興局長を現地対策本部長として派遣いたしました。現地対策本部は、岩泉町と県や自衛隊などの防災関係機関などのパイプ役として活躍しましたほか、本部長はマスコミ対応や復旧に向けた取り組みなどについて、町長の相談相手になったと聞いております。

21 ページをごらんいただきたいと存じます。県内外の警察、消防、自衛隊が発災後迅速に被災地に駆けつけ、救助、救出や物資の提供、行方不明者の捜索など、10日間から18日間行っていただいたところでございます。警察の広域緊急援助隊は、19都府県から延べ1,200人、宮古、久慈を除く県内の10消防本部からは延べ800人、緊急消防援助隊は6都府県から延べ3,200人、自衛隊は岩手駐屯地を初め、東北方面管内の各駐屯地から延べ約2,100人が活動されました。各部隊が所有するヘリコプターも孤立集落の住民の安否確認や、救助、避難、水や食料の提供などに大きな役割を果たしたところでございます。また、当時、岩泉消防署の会議室に現地調整所を設け、警察、消防、自衛隊の情報を共有し、一体となって活動したところでございます。

下の段、22 ページ、災害応急対策関連事業の実施でございます。台風第10号発災後、9月議会、2月議会におきまして、河川や水産業などの復旧復興関連事業について補正予算等を組み、議会で決定いただいていることが被災地域の復旧、復興の後押しにつながっております。

23 ページと、その下の24 ページをごらんいただきたいと存じます。ここから台風第10号災害を踏まえた防災体制の整備について御説明申し上げます。台風10号災害の教訓を本県防災体制の教訓につなげるため、昨年10月に開催しました防災会議幹事会議で地域防災体制分科会、社会福祉施設等防災分科会、河川・土砂災害防災分科会の三つの分科会を設けることが決定されまして、各分科会で検討を進めました。その結果を報告書として取りまとめ、2月の防災会議幹事会議、3月の防災会議で御承認いただき、これに伴う地域防災計画の修正を行ったところでございます。

25 ページをごらんいただきたいと存じます。若干その報告書の中身につきまして御説明を申し上げたいと存じます。この報告書でございますが、Iの河川・土砂災害対策の推進

から、Ⅳの住民等の安全な避難の確保までの四つの視点を柱に取りまとめております。

26 ページをごらんください。それぞれの取り組みの主なものについて御説明申し上げます。まず、一つ目の柱であります河川・土砂災害対策の推進につきましては、その下に工程表を記載しております。表の4行目に記載しております減災協議会でございますが、河川に係るソフト対策とハード整備を一体的に行うことを目的としまして、国、県、市町村により構成され、内陸部におきましては昨年既に設立されておりますけれども、沿岸部、県北部においても設立し、水位計の設置計画、あるいは水位周知河川の指定5カ年計画を決定することとしております。今月下旬には、沿岸部、県北部で準備会議を開き、減災協議会設立に向けた協議を行うこととしております。

また、その下、水位周知河川における防災行動計画、タイムラインの作成では、全ての水位周知河川について、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画、タイムラインでございますが、これを作成することとしております。

また、その下の沿川の土地利用を勘案した水位監視カメラや水位計等の観測施設の効果的な配置につきましては、水位周知河川や、岩泉町の小本川、山田町の関口川などに水位監視カメラの設置を行いまして、河川情報システムにより住民に配信することとしております。

27 ページをごらんいただきたいと存じます。二つ目の柱、市町村における防災体制及び市町村への支援体制の強化でございますが、全庁を挙げた防災体制の構築と、台風等に備えた早目の体制の切りかえにつきましては、市町村におきましても大規模な災害に備え、防災担当課だけではなく、市町村の組織全体を挙げた体制をあらかじめ整備し、台風など事前に災害の発生が予測される場合には、早い段階でそうした体制に移行するという形で書かせていただいております。

また、表の下から三つ目、風水害対策支援チームによる市町村への避難勧告等の発令の支援では、新たな取り組みとして、県や气象台、河川管理者、専門家などによる風水害対策支援チーム、仮称でございますが、これを設けまして、ふだんから防災情報や知見を共有したり、市町村職員を対象とした研修会を行います。また、台風などの接近時におきましては、市町村長が避難勧告等の発令を判断する上で参考となる助言内容の検討などを行うものでございます。

下の段、28 ページには、ただいま申し上げました市町村の防災体制のイメージを記載しております。なお、市町村における防災体制の構築につきましては、個々の市町村によって職員数も地域性も異なりますことから、市町村に丁寧に説明しながら、協議し、進めてまいりたいと考えております。

29 ページをごらんいただきたいと存じます。このページには風水害対策支援チームを中心とした市町村への支援体制のイメージを記載しております。

その下、30 ページをごらんいただきたいと存じます。三つ目の柱、住民等への具体的・確実な避難勧告等の伝達及び避難行動の周知徹底でございます。この工程表の下から3行

目、台風接近時における住民への注意喚起につきましては、市町村の役割として、台風が接近しているときなどには避難勧告等の発令の今後の見通し、あるいは発令時にとるべき避難行動など、住民や要配慮者利用施設の管理者に確実に伝達できるよう求めているものでございます。

31 ページをごらんいただきたいと存じます。最後に四つ目の柱、住民等の安全な避難の確保でございます。表の一番下、社会福祉施設等の非常災害対策計画等の策定や避難訓練の実施についてでございますけれども、県や市町村は施設における計画の策定や訓練の実施などについて助言を行い、進捗状況を確認することとしております。このため、本年2月と3月に県内の要配慮者利用施設の管理者を対象とした説明会を県内5カ所で開催したところでございます。

以上、台風第10号災害を踏まえた今後の取り組みについて御説明申し上げましたけれども、何よりも大切なことは、これらの取り組みを、県、市町村、防災関係機関が実行に移すことであり、住民が自分たちの住む地域の災害リスクをふだんから確認し、いざというときに避難行動をとっていただくことだというふうに考えております。そのため、自助、共助、公助の強化に引き続き取り組んでまいりますので、委員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明を終わります。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等ありませんか。

○**岩崎友一委員** 避難所の関係で2点お伺いします。

私は9月定例会でも取り上げましたけれども、台風第10号災害の発災時に住民の方々が避難指示等で避難所である高校の体育館に逃げたら、その避難所が土砂災害の危険地域に指定されていたため、そこが開かれなくて、ほかの避難所に行ったらいっぱいだったので、結局車の中で一夜を過ごしたという事例があったのですが、例えば避難準備情報でも避難指示でも市町村が発令するのはいいのですが、対象者が避難所に逃げた場合に、その避難所は逃げてきた方々を全部受け入れられるかどうかという、その辺の数字というのを各市町村では把握しているものなのでしょうか。

○**石川総合防災室長** 各市町村がどこまで把握しているのかということについては、これから調べてみなければわかりませんが、先ほども若干申し上げましたけれども、大事なことは、災害の種類によって、どの避難所に逃げればいいのか、自分たちの身の回りにどういう危険があるのかというのを住民自身がわかっていることだろうというふうに思います。そういった取り組みを、県と市町村が一緒になって考えていきたいと思えます。

○**岩崎友一委員** 今まさに答弁いただいたとおりなのです。ただ、市町村が出しますよね、避難指示でも何でも。逃げるではないですか、皆さん安全なところに。安全だとそれぞれが思うところですよ。ただ、その周知が図られていなかったから、今回の台風第10号災害では、高校の体育館に行ったけれども、そこは避難所に指定されていないというのがその場でわかって、ほかの避難所に行ったら満杯で入れなかったという事例が実際に起きています。そうすると、どの災害の時にはどこに避難するという周知はもちろんですし、受

け皿として、対象者が逃げたときに受け入れられるくらいのスペースがなければ、行政として無責任というか。逃げろ、逃げろとは言うけれども、逃げた先がいっぱいであろうにもならず、あふれかえってしまうことになるのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○石川総合防災室長 今回のような事例も含めまして、あす、各市町村の担当課長を集めた会議などもございますので、事例を紹介しながら適切に対応するように話をしてみたいと思いますし、その進行管理も県として取り組んでみたいというふうに思います。

○岩崎友一委員 ぜひよろしくお願ひします。たぶん盛岡市は特に、北上川があふれたと想定すれば、ものすごい人数が避難しなければならないと思うのですが、全県的に、逃げてくださいと言って、例えば全員が逃げたとすれば、避難所は絶対的に不足すると思うのです。一時的には足りても、被災して長期的に過ごすとなった場合に。そういうのを考えた場合に、これも9月定例会で言ったのですが、しっかりやってほしいという意味から再度申し上げますけれども、避難所が足りないと事前に分かるのであれば、例えば盛岡市だと高いビル等がありますよね。有事の際に協定を結んで、避難所にさせていただきますとかという、近場、近場で。そうやって、どこの地域に住んでいるどの住民が、大雨で北上川が氾濫したら私はここに逃げればいいのかというのを、やっぱり一人一人がしっかりと認識をしていくことが、先ほど室長がおっしゃったように、人災を含めて未然に防ぐということであると思います。その辺も含めて丁寧に進めていただきたいと思いますが、部長、最後にいかがでしょうか。

○佐藤総務部長 まさに備えですね。いかに備えをしておくか。例えばハザードマップをつくって、それをもとに今度は避難行動計画とか、いろいろ準備を進めておくということは非常に大事なことだと思います。そういった意味で、市町村のほうでも、いろいろと自分のエリアの中で、どういった形で備えをするかということをしっかり検討していただくことが大事だと思いますし、それに向けては県のほうでもしっかりと支えてみたいと考えております。

○柳村一委員 ちょっと確認させていただきたいと思います。市町村の状況把握はこれからということで、あした会議を開くということですが、今回の事例を踏まえてしっかりしたものをおつくりになっていると思いますけれども、29ページの市町村への支援体制づくりのイメージ。これはいつごろまでに構築されていくのか。

その前の28ページの市町村の防災体制のイメージも、各市町村の置かれた条件によって違ってくると思うのですが、こういうのもしっかりやっつけなければいけないので、そこら辺のタイムスケジュール的なものがあるのであればお知らせください。

○石川総合防災室長 まず、市町村への支援体制、風水害対策支援チームについてですが、基本的には今月中ぐらいに最初の顔合わせを行いたいというふうに考えております。その中で今年、いざというときの取り組みももちろんそうなのですが、平時での研修等の取り組みも行ってみたいと考えております。

それから、市町村の防災体制のイメージというふうに 28 ページで書かせていただきましたが、基本的にはこれは県のほうの災害対策本部支援室を中心とした考え方を引用したような形で書かせていただいております。こういった取り組みを今、盛岡市や釜石市等で進めておりますが、やはり個々の市町村によって事情が違うと思いますので、例えばあしたの会議ではもちろんこれも説明いたしますけれども、各市町村を回って個々の事情をお伺いしながら、どのような体制がとれるのかというあたりを御相談しながら、進めてまいりたいと考えております。

○柳村一委員　ことしじゅうということでしたけれども、去年のこの台風第 10 号災害にしても、まさかということでありまして、ことしじゅうにこういう大災害が起きなければいいとは思いますが、とにかく早目にやっていただきたいというのが一つ。

もう一つは、市町村によっては温度差がある。その中では、この台風第 10 号災害を経験した県と被災地域のノウハウが必要になってくると思いますので、そういうものを、どんどん他市町村に提供して、一日でも早い体制づくりをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○石川総合防災室長　今委員からお話があったとおりでございます。ことしも夏には台風シーズンを迎えるわけでございますので、その取り組みはしっかりされなければいけないと考えております。市町村にもお話ししている範囲では、やはりモデル的なものがあると非常に助かるという話もいただいておりますので、例えば職員数に応じたモデルを考える、あるいは先進的な事例を御紹介申し上げる、そういったことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○飯澤匡委員　ただいまお二方から質問がありましたように、今回の肝は市町村への支援体制、県のかかわり方だというふうに思います。私が議員になる前、たしか平成元年だったと思うのですが、当時東山町で山谷川という非常に小さな河川が突如として氾濫して、死亡者も出ました。私の関係する地域では、これがゲリラ豪雨の始まりではなかったかというふうに思います。それから約 30 年経過しているわけですが、ノウハウやら情報伝達の仕方がうまく機能しているかという点、それについてはさまざまな災害の事象によって大きく状況が変わりますけれども、その対策がまだまだ至っていないということは残念でしょうか、これから努力をしなければならぬのだというふうに思います。

それで、平成 14 年の砂鉄川の水害のときに思ったのは、当時東山町が 1 万人弱ぐらいの自治体で、連絡体系が非常にすっきりしていたのです。町長は、災害時に自宅から出られなかったのですが、情報の収集であるとか、外部への伝達というのが、コンパクトな自治体だったから、結構迅速にいったという例があります。平成 14 年の災害では死亡者が出なかったのです。

それともう一つ、その後市町村合併が進んで、大きな自治体と小さな自治体が混在するというような状況になりました。先ほど御説明があったように、小さな自治体についてはマンパワー並びに職員の数も限りがありますし、対応については非常に難しい部分が想定

されると。

合併した自治体についても、私が住んでいる一関市についても、これは市の責任でやるのですけれども、本部である一関市が全体を網羅して行き届いた体制ができるかどうかというのも、これは先ほど言った東山町の事例とは相反する状況が実は前回の東山町の災害でもあったというようなことです。何を言いたいかというと、先ほど課題にも挙げられましたように、小さい自治体ほど住民の被害状況や対応方策に忙殺されるわけです。ですから、その情報源の確保であるとか、命にかかわるものについては、県のほうでその情報の通り道をしっかり確保しておくということが大事だというふうに思います。

それから、初動の体制のマニュアルです。やはり初動だと思うのです、災害については。これは、火災もそうですが、初動体制がその後の対応にも大きく影響してきますので、その点についてはこれからお話を聞きながらやるということですが、ぜひ注力をしていただきたい。合併して基礎自治体の力が高まったから、ここに任せておけば大丈夫だということにもならないということ、ぜひとも理解していただきたいというふうに思います。逆にそういうところで抜け道が出てくる場合もあるのだと。小さな自治体については県のほうで配慮していただくということですが、端々で支援するというのではなくて、きちっと立ち入って県が司令塔になる部分についてはしっかりやるというような体制でもってやっていただきたいと。経験上そのようなことを申し上げて、何かコメントがあればよろしくをお願いします。

○石川総合防災室長 委員お話しのとおりでございます。今回のこの報告書を取りまとめるに当たりましては、やはり市町村の声も聞かなければいけないということで、岩泉町、久慈市、宮古市、一関市のほうからも御参加いただきまして、まとめたところでございます。初動態勢が大事なこと、特に情報収集、判断、そして対応。この一連の流れがスムーズにいくように平時から訓練をしておくということが大事だというふうに思います。それから県のかかわり方としては、先ほども若干申し上げましたけれども、今災害対策本部の設置につきましては、県の職員がそれぞれの市町村に入りまして、一緒になって災害対応を行う形になっておりますが、この辺のスキルアップにつきましても取り組んでまいりたいというふうに思います。

○小野共委員長 ほかに意見、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって台風第 10 号災害を踏まえた県の防災体制の整備について調査を終了いたします。

この後、この際に入るわけでありますが、政策地域部から I G R いわて銀河鉄道株式会社における社員の不正事案について発言を求められております。

本日は閉会中の委員会であり、さきの 2 月定例会において閉会中の継続審査及び継続調査事件として議決されているものに政策地域部関係の案件がないため、政策地域部関係職員に対する委員会への出席要求を行っておりません。つきましては、最初に現在出席して

おります総務部及び警察本部に対するこの際を行い、終了後、執行部職員の入れかえを行って政策地域部職員を入室させ、発言を許したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、この際、総務部から専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐藤総務部長** 去る3月17日の当委員会におきまして事前に説明をさせていただいております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、3月31日に専決処分を行いましたので、その内容を御報告申し上げます。

これは、去る3月31日に公布された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、県税条例の関係規定につきまして条例改正を要することから専決処分を行ったものです。

改正内容につきましては、お手元に岩手県県税条例の一部を改正する条例の概要を配付しておりますが、事前に説明した内容のとおりであり、公布された地方税法の改正内容どおりであります。

なお、この専決処分につきましては、次の県議会におきまして、承認を求める議案として専決処分の報告議案を提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○**小野共委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** それでは、これをもって総務部及び警察本部の審査及び調査を終わります。総務部及び警察本部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

執行部職員入れかえのため、少々お待ち願います。

次に、政策地域部からI G Rいわて銀河鉄道株式会社における社員の不正事案について発言を求められておりますので、これを許します。

○**大坊交通課長** 報告に当たりまして、お許しいただければ資料をお配りして御説明したいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

○**小野共委員長** ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○**大坊交通課長** I G Rいわて銀河鉄道株式会社における社員の不正事案につきまして、お手元にお配りした資料により御報告申し上げます。

1、事案の概要についてであります。このたびの事案はI G Rの旅行業部門である銀河鉄道観光で営業を担当している社員が、平成27年11月ごろから平成29年3月までの間、自身が担当販売した旅行商品に関し、顧客から集金した旅行代金を着服したというものでございます。I G Rによりますと、現時点では顧客に対する旅行商品の提供については申

し込みどおりに完了しており、損害は確認されていないとのことでございます。

2、被害額についてであります。I G Rの調査では、4月17日現在で55件、642万1,840円となっております。

3、これまでの主な経緯についてであります。I G Rでは平成29年3月24日を年度末に向けての未収金も含めた決算事務処理期日と定めまして決算事務を進めておりましたところ、当該社員の事務が完了しておらず、直属の上司であります銀河鉄道観光の所長が当該社員に進捗を確認いたしました。当該社員からは翌日の25日から26日の両日をかけて処理を完了させる旨の申し出があり、所長はこれを了承いたしました。

3月25日、26日の両日、当該社員は出勤せず、26日の夜に当該社員から所長に対し、会社の金を着服したとの申し出があり、今回不正事案が発覚したものであります。

I G Rにおきましては、3月27日から29日にかけて当該社員が担当した旅行代金の未収金案件の件名、金額などを社内調査いたしまして、不正事案の件数や金額等の確認を行いました。

事案発覚後、当該社員との連絡がとれない状況が続きましたが、3月30日から4月2日にかけて、I G Rでは当該社員と断続的に連絡をとりながら、本人に不正事案への関与の状況と事実関係を直接確認いたしました。

不正事案の事実確認がとれましたことを踏まえまして、4月3日にI G Rから県に対し、今回不正事案の発生とその概要等について報告がなされたところであります。

その後、I G Rにおきましては、当該社員に面談を行うなどして、弁済についての意思確認など所要の調査を行い、4月6日に記者会見を行っております。

I G Rでは、今回不正事案を受けまして、4月11日から全社緊急点検を実施しており、現金取り扱いや未収金処理、規程類の整備、運用や業務管理等について、駅、現業事務所、関連事業の店舗、事務所などを対象に、4月28日まで調査点検することとしております。

また、今回の不正事案につきましては、現在I G Rにおいて全容解明に向け、引き続き調査を進めております。

4、I G Rの今後の対応についてであります。I G Rでは今回不正事案の全容解明を速やかに進めるとともに、当該社員に対しましては厳正な処分を行うとしております。また、全社緊急点検の結果なども踏まえまして、社内チェック体制の強化など再発防止策を検討し、取り組んでいくこととしております。御報告は以上でございます。

○小野共委員長 ただいまの御報告に対する質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 この件に関しまして新聞を読ませていただき、今課長から説明をいただいで、時間軸的には理解したというか、こういった経緯なのだというのわかりました。そもそもなのですが、これまでの主な経緯で、3月24日に直属の上司が事務の進捗を確認したことがきっかけで今回の不祥事案が発覚したわけですが、不祥事案が平成27年11月ころから行われていたということであれば、平成28年3月の段階でも同じようにチェックというか、上司が確認をしていれば、被害額もこんなに大きくならなかった

と思うのですが、その辺はなぜチェックしなかったかも含めて、今県のほうで把握しているものでいいのでお答えをいただきたいと思います。

○大坊交通課長 IGRのチェックの状況と、平成27年度にIGRでなぜチェックできなかったかという原因の特定につきましては、IGRが全容解明に向けて、全社の緊急点検の中で原因を探っております。私どもで先週IGRに対してヒアリングを行いました、IGRからの報告の中では未収金と呼ばれるものが回収管理不徹底であったということが原因である可能性が高いのではないかとこのように考えております。いずれ現在この全容解明に向けまして、IGRで原因の特定も含めまして調査中でございますので、そこら辺の調査結果も待ちたいと考えております。

○岩崎友一委員 IGRに対してヒアリングを行ったということですが、平成28年3月の段階において、当時は未収金が何件あって、どのくらいの金額だったかというのは確認しておりますか。

○大坊交通課長 私どもが確認した限りでは、IGRによりますと、平成27年度は3件で52万3,090円、28年度が52件で589万8,750円、合わせまして55件、642万1,840円が今回の着服案件、未収案件という部分とイコールかと思っております。当該社員の取り扱った未収案件、発覚案件ということでございます。

○岩崎友一委員 事前に聞いておきますが、今回こういう事実が発覚して、ほかにはこういった事案はあるかどうかIGRには確認しておりますか。

○大坊交通課長 その部分は、まさしく重要な部分でありまして、先ほど申しましたとおり、まずはこの事案が55件というのは把握されていますが、それ以上になっているか、なっていないかという部分。もう一つは、全社的にこういった同種の事案がないかどうかという部分ですが、これはIGRで、先ほど御報告申し上げましたが、全社の緊急点検を行い、調査しているという状況でございます。

○岩崎友一委員 調査中ということで、ないにこしたことはないですが、ほかにも同様の事案がないかは確認しているということかと思っております。

今答弁いただきましたとおり、平成27年度が3件ということですから、仮に27年度中に気づけば、この3件の52万円程度で済んだという表現が正しいかはどうかはあれですが、最低限の被害額で済んだわけでありまして、もちろん着服した方が一番悪いのはそうでありまして、課長からの答弁にもありまして、社内のチェック体制が本当にどうなっていたのかというところが疑問であり、組織のあり方、内部の統括が大きな問題だと思うわけでありまして。そう考えますと今回IGRで記者会見を行ったのが4月6日ですが、この記者会見で説明されているのは、なぜ総務部長なのか。組織の問題というような要素が非常に大きいと思ひまして、なぜ社長ではなくて総務部長が記者会見を行ったかというあたりに疑問が残るのです。本来社長が来て説明すべきではなかったかなと思うのですが、その辺はどのような理由だったのでしょうか。

○大坊交通課長 4月6日にIGRにおきまして、この件の記者会見を行っております。

記者会見に対応した者につきましては、ただいまお話のあった総務部長と銀河鉄道観光の所長の2人が対応しております。I G R社の説明によりますと、全容解明の調査中であったことから、調査に直接携わった総務部長と銀河鉄道観光の所長が会見に臨んだということでもありますし、またこの件についての直接の責任者である総務部長は経理統括担当の部長でございますし、銀河鉄道観光の所長は直接当該案件にかかわったという部分もありますので、そういう責任者が直接記者会見に臨んだという説明を受けています。

○岩崎友一委員 先ほども申しましたように、私は組織にかかわる部分が非常に大きいと思いますので、社長が記者会見すべきであったのではないかと思うのですが、県としてはこの点についてどのように考えますか。I G Rの説明は今聞きましたけれども、県としては社長がすべきだったと思うのか、それともI G Rの対応でよかったと思うのか、どちらでしょうか。

○大坊交通課長 私どもは、記者会見の前には当然記者会見をやるというお話は承っておりました。出席者についても、お話は承っておりました。私どもから事前に記者会見の設定に向けてお伝えしたのは、県民の皆さんに十分に説明がつくように行ってほしいということでございまして、これを踏まえてI G Rで今回総務部長、銀河鉄道観光の所長が対応するという調整をしたものと考えています。基本的には、I G Rの判断というものを尊重したいと考えたものでございます。

○岩崎友一委員 県として、県民に説明のつくようにという指示をしたと。結果、社長ではなくて、総務部長と銀河鉄道観光の所長が記者会見を行ったわけではありますが、記者会見の内容も含めて、県民に説明がついたと県は理解しているのでしょうか。

○大坊交通課長 御報告申し上げましたとおり、この案件は、現在も全容解明の調査中でございます。そういった中で、初動の中におきまして、全容解明の途中ではありましたが、事実関係を当該社員にも確認した上でということで記者会見に臨んでおりますので、その段階での状況については、ある程度県民に対しては説明できたのではないかと考えております。ただ、まだまだ全容解明なされていない部分もございまして、そこにつきましては引き続きI G Rでしっかり調査するようというふうな要請をしております。

○岩崎友一委員 わかりました。今は全容を解明できていないと。何か全容を解明できていないとすごく言われると、ほかにもあるのではないかというふうにちょっと思うのですが、ありそうですか。

○大坊交通課長 そこにつきましては、まさに今全社で緊急点検をしておりますので、その結果を待つという形になるかと思いますが、先ほど委員御指摘のとおり、チェックのシステム的な部分で、やはり何らかの不備があったのだということがあれば、ほかの部門についても、そこはしっかりと調査していくことが必要だというふうに考えています。

○岩崎友一委員 全容解明中で、これからまたいろんな情報が出てくるかと思いますが、具体的話はこの辺にしますけれども、きょういただいたペーパーで、4にI G Rの今後の対応というのが3項目書かれております。この中でも私は特に(3)の社内チェック体制

が重要ではないかと思うわけでありますが、このペーパーには、県としてこの件にどのようにかかわっていくかということの記載が全くないわけでありますけれども、県は筆頭株主としての立場から、この事案にどのようにかかわっていくのかをお示しいただきたいと思えます。

○大坊交通課長 県としてのかかわりにつきましては、大きく三つほど挙げられると考えております。一つ目は、この事案についてI G Rに対して、原因解明と再発防止をしっかりと行うように指導していくというのがあると思えます。

二つ目は、I G Rは県が過半を出資する会社でありますから、出資法人の監督といったような観点から、指導監督を一層強化していくという部分が挙げられると思えます。これにつきましては、一定期間モニタリングと申しますか、当然今後I G Rで改善点、再発防止策を講じてくると思えますが、そこの部分をしっかりと把握して、定期的にその運用状況を報告させるなど、しっかりと出資法人の監督をしていきたいというのが二つ目でございます。

三つ目は、私どもは知事を会長といたしまして経営に参画しております。経営監視を強めるというのも一つの大きな観点だと考えておまして、I G Rに対しましては、今回の事案についてしっかりと取締役会で報告するというのを要請しておりますし、取締役会におきましては、この案件について継続的にモニタリングをしていくことが重要だと思っております。それに組み込んでまいりたいというふうを考えております。

○岩崎友一委員 再発防止、再発防止といいますが、議会でもN P O法人大雪りばあねつと。の問題であったり、株式会社D I Oジャパンの問題であったり、県としても再発防止策を徹底すると、二重チェックをしっかりとするというような形で答弁をいただきましたけれども、庁内でもそれが全然共有されてこなかったのは本当に残念でありますし、今のI G Rの社長は、少なからず当時のN P O法人大雪りばあねつと。の件に関してはさまざまな教訓も本来得ているはずなのです。それをI G Rに行ってもまた同じような事案が発生してしまうというのは、組織的に問題であるというふうに思えます。

続きは、これから全容の解明が進んできたら、その都度行っていきたいと思うのですが、全容解明の時期について、いつまでに何をするといったスケジュール感的なものが決まっていればお示しをいただいて、終わります。

○大坊交通課長 先ほどお話し申し上げましたとおり、先週になりますが、私どもはI G Rでヒアリングを行ってまいりました。全容解明についてどのような手順、あるいはどのような時期までにやるのかという話でございまして、全容解明につきましては具体的には今被害金額と被害件数を社内調査の段階で詰めておりますが、お客様に直接1件1件それを確認していくという作業が必要であろうと思っております。未収金の部分ですね。仮にですけれども、本当の未収金で、払っていないという案件であれば着服案件ではございませんし、そこら辺もお客様に直接聞いていくという作業。あるいは着服の方法、これについてもしっかりと当該本人から聞き取れていない。俗に言う手口というのですが、そこ

の部分もしっかりと確認しなければならない。これが全容解明の調査には必要かと思っております。

時期については、おおむね今月いっぱいこれを進めたいということにしておりますが、お客様の数も多いものですから、一つのめどということで4月28日としております。

○岩崎友一委員 ちょっと違和感があるのです。未払金がありますよね。それで、お客さんがしっかり払っているかどうかをお客さんに確認をすると。そうなりますと、数も膨大ですし、今その社員への確認は既に終わって、それはそれとして一つ担保にして、なかなか信用できないから、お客さんにもちゃんと確認をして、未払金があるかどうかを確定させようという意味なのですか。

○大坊交通課長 今回の確認についてなのですけれども、端的に言えばそういうお話でありまして、一つはやはりこういう事案を起こしてしまったという、お客様方への1件1件のおわびをしつつ、こういう金額で確かにお支払いいただいていたでしょうかという確認をするということと聞いております。

○小野共委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○飯澤匡委員 今回は極めて異例な対応でございまして、私もずっとIGRの諸問題については今まで関心を持って追求をしてまいりましたので、今回残念ながらこういう不祥事案が出たということは、これだけにとどまらない構造的な問題があるという確信に基づいて、これから質問させていただきたいと思っております。

IGRは、言うまでもなく県が過半の出資をしている第三セクターでありますし、並行在来線問題から、これは県に設置根拠、目的等について照会をさせていただいて、その内容についてはなかなかなかったわけではありますが、いずれ平成13年3月1日、県議会の知事答弁において、「このIGRという会社は、県民鉄道である並行在来線を運営していく会社として、将来にわたり健全な経営を行っていくことが重要である」というふうに知事は明言をしているわけでございます。したがって、その健全性を県民も大いに期待しているところでありますし、県民の足の確保というのが大前提でありますから、この点を見誤ってはいけないということでございます。

今回の着服という問題は大変残念であり、着服した職員は何の理由があってもやってはならないことであります。これは、先ほど来から答弁がありましたように、原因究明をして、さらなる再発防止をするのは当然であります。これはしっかりやっていただきたいと思っております。

そこで、問題点として大きく二つに分けて質問したいと思っておりますが、一つは着服という問題を一個人の問題に終わらせてはいけないということです。これは、知事も記者会見等

で言っていますように、県の責任についても言及されました。ということで、これも県としては問題意識はあるのだろうというふうに思います。そこで、まず質問の第1は、IGRの管理体制についてです。今まで関連事業についてかなり厳しく、皆様方、当局にも質問してきましたし、情報開示をしていただきたいというようなことを申してまいりましたが、営業上の理由からオープンにはできないという答弁でした。しかし、今回この事案が発生したことにより、まず関連事業を拡大路線にしたという上に起こったということは見逃せないということが、まず1点。

2点目は、問題の発生が内部の監査ではなくて、本人の申し出によるものだというところは、私は重大な、会社としての管理の甘さというものが露呈したのだろうというふうに思います。要するに基本的な日常の現金出納をはじめ、言うなれば出納の管理体制が全くでたらめだということです。

先ほど質問がありましたが、平成27年度から着服事案が始まっていた事実が判明したと。これは、なおさら管理体制の甘さというのをぬぐい去ることはできない。

もう一点、今まで関連事業の収支等の関係書類は営業上の問題から一切公表しないと一点張りで答弁してきましたが、関連事業の内容についても県が監査をした上で、今回県民の目にその業務内容についても明らかにする必要があるというふうに私は思っています。先ほどと重複した質問もありますけれども、いずれこの関連事業は社長の肝いりで拡大路線を図ったものでありまして、これについては冒頭申し上げましたように、徹底した調査というものが必要であるというふうに思うわけですが、県としてその点についてはどのような認識であるかをお尋ねします。

○大坊交通課長 ただいまお話がございました関連事業の展開につきまして、IGRは、平成28年度から寝台特急の全廃という厳しい状況にもあります。また、沿線人口も減っているという中で、コア事業である鉄道事業を補完するという位置づけで展開しているものでございまして、あくまでも、収支上見てもおわかりのとおり、コア事業は旅客鉄道事業であり、県民の足を守るという基本軸はぶれていないというふうに考えております。IGRにつきましては、旅客収入と貨物線路の収入、そして関連事業という3本柱がございまして、平成28年度の決算見通しを見ますと6期連続の黒字ということで、経営が堅調な間に、この3本柱の事業構造をしっかりと足腰の強いものにしていくというのが現経営陣の考え方だと思いますので、そういったところを県としても支援してまいりたいと考えています。

○飯澤匡委員 質問に答えてください。要は、この内容については個人の着服という点もありますが、拡大路線の中にあって、営業マンの仕事は時間的な管理というものも大変厳しかったと。着服はよくないですよ。その背景にあるのは、この拡大路線だったということは否めないと思います。では、この事案を発生させた本人の勤務状況等を県ではどの程度、把握していますか。

○大坊交通課長 事案が発覚した当該社員の勤務状況については、しっかりと数値的なもの

のは持ち合わせてございませんが、旅行業においては、平成 28 年度から体制を拡大いたしました。平成 28 年度は 11 名体制とし、力を入れているという中におきましては営業の拡大といったことで、かなり積極的に営業はしていたという話は伺っております。

○飯澤匡委員 積極的なのはいいですが、いずれ管理体制はずさんであったということは認めますね。県としても、監督責任の瑕疵は認めるということによろしいですね。

○大坊交通課長 管理体制につきましては、まさしく今全社で総点検をしております、問題点の洗い出しをしております。そちらは県としても、しっかりと見ていきたいと思っております。

また、結果として、今回こういう不正事案を防ぎ切れなかったことにつきましては、私どもも反省すべき点があるというのは重々に感じているところでございまして、当面はまず再発の防止ということで力を尽くしていきたいというふうに考えております。

○飯澤匡委員 それでは、これは間接的な質問になるので、詳しいことは再調査を待つからまた質問したいと思いますが、大体にして民間の旅行会社はお客様から現金を預かって、それをどう管理するか。現金の出納は当然やるし、管理する。そして、上司もしっかり二重、三重にチェックするというのが当然の仕事だと私は思います。

今回六百四十何万円ですか、これは安い金額ではないですよ。これを見抜けなかった、やれなかったということ。今回再発防止策でやると言うのだけれども、これは全く管理されていなかったということだと私は思うのです。私も民間会社を経営していますので、こんな大きなお金を現金出納でやること自体ちょっとおかしいと思うし、もし仮にそれを免れないのであったら、しっかりとした経理の体制にする。そして、さっき申し上げたように、本人の申し出によって初めて発覚した事案です。これは、全くもっておかしい。本人が申告しなかったら、またずるずるやっていた可能性がある。では、その監査はどうなっていたかと。県には責任の一端があると思うのですが、それについてはどのような所感ですか。

○大坊交通課長 結果としてこのような不正が発覚したという部分につきましては、やはり何らかの管理体制の不備があるというのは、我々もそういうふうに考えておりまして、まさしくそこを今全社での点検の中で問題点を洗い出しているという状況かというふうに考えております。

また、本人の申し出が直接の発覚のきっかけではあったわけですが、その背景にありましたのは、先ほど御報告申し上げたとおり、年度末決算におきまして、3月24日を期限といたしまして、未収案件につきましては回収を図り、回収を強化して決算を終えるというような事務の中で、今回当該社員は、55件の未収案件を抱えておりましたけれども、案件自体も多いという中で、それを埋め切れる入金原資がなかったということで、いわば発覚が免れなくなったといったような事態を踏まえて申し出に至ったと。平たく言えば、追い詰められて申し出に至ったということですので、そういう決算システムの中で今回のものは発覚したという見立てができるのではないかなというふうに考えております。

○飯澤匡委員 それは全くの詭弁ですよ。そんなシステムなんて、悪いけれども、スタンダードからいうと最低レベルの部分です。最低レベルですよ、それは。大体にして、現金の出納の管理さえしていなかったのでしょうか。今の答弁はおかしいよ。そのシステムがあったから発覚して、追い詰められていって、そのシステムは健全だったという論拠は全くもっておかしい。大体にして、月締めの現金出納すら確認していなかったのではないですか。そういうことでしょうか。今の答弁は全くおかしい。訂正してください。

○大坊交通課長 確かに委員御指摘のとおり、本来であれば月締めのところでチェックされるべきものでございます。I G Rにおきましても、銀河鉄道観光と総務部に経理部門があるのですが、毎月の月締めの中で、経理部門のほうで長期にわたる未収金についてはチェックをいたしまして、早期の回収という話をしているそうです。結果として、このシステムが十分に効いていなかったというのは、委員御指摘のとおりだと思っております、その点を今回全社のチェックの中で、それも含めて問題点を洗い出して、改善に結びつけていこうというものでございます。

なお、先ほど申し上げた決算のシステムにつきましては、確かにおっしゃるとおり最低限のラインでございます。曲がりなりにもそういう最低限のラインにひっかかったという部分につきましては、最低のラインは保てたのかというふうなことでございます。

○飯澤匡委員 悪いけれども、これを一般の企業人に聞かせてください、どういう反応を示すか。よく知事は現場に答えがあると言うけれども、そういう認識と全然違いますよ。県民鉄道ですよ、いわて銀河鉄道というのは。今お答えになったけれども、あくまで内部処理的な問題で、総務部と銀河鉄道観光が別系統であったがためになかなか見抜けなかったといったら、やっぱり拡大路線でやった銀河鉄道観光の部分に大きな問題点があったのではないですか。これは拡大路線で進んだ、本業とは全く別の部分での収支を補填するという考え方。ある程度、地元のにぎわいだとか、そういう地域の振興にとっては目的は合致したかもしれないけれども、私が常に指摘していた海外の急激な展開であるとか、そういう部分について管理体制が追いついていなかったということではなかったですか。そういうことにならないですか。

○大坊交通課長 ただいまいろいろな御指摘がございましたが、管理体制の部分を中心に今総点検の中で確認をしております。あるいはそういった問題があったのかもしれませんが、そういう問題があったとすれば、そこについて改善の手を打っていくというのが当面果たすべき業務の手直しといったことだと考えております。

○飯澤匡委員 では、1項目の最後の質問をします。営業上の問題で収支、コストバランスについては発表できないというのが今までの答弁でしたが、今回の事案発生によって、その正当性は失われたというふうに断じざるを得ない。これは県民に対しても、六百何ガしの穴をあけたということですから、大いなる説明責任もあり、特に拡大路線を図ってきた関連事業については、その収支を明らかにし、再発防止に資するための資料として、しっかり提供すべきだと私は思いますが、開示するつもりはあるのですか、ないのですか。

○大坊交通課長 IGRにつきましては、県が過半を出資している県出資法人ということで、地方自治法に定めるところによりまして毎年議会のほうにはその経営状況を報告する、あるいは県の出資法人に関する情報公開の要綱などによりまして経営状況を報告するといったような、出資法人としての一定の責務の中で情報公開を果たしているというところでございます。一方で、この会社は会社法人でもありまして、営業の自由でありますとか、あるいは自立的な経営、あるいは競争上の地位でありますとか、正当な利益といったようなものについても、これは尊重していかなければならないと。そういうバランスの中でありまして、関連事業の収支、あるいは経理内容といったことにつきましては、基本的には企業情報ということになりますので、その開示の可否の判断はIGRに一義的には委ねられるのかというふうに考えております。

なお、今回こういう事案が起こったという背景もございまして、我々、出資法人を監督するという立場からは、IGRには情報の開示と、こういったものは積極的に取り組むように促してまいりたいというふうに考えています。

○飯澤匡委員 後段の部分ですが、促してまいりたい、では出しますというふうになった場合には、議会側にも報告しますか。

○大坊交通課長 促してまいりたい情報公開につきましては、県民の皆さんに対して情報公開を促してまいりたいという趣旨ですので、当然そういった中で開示がなされれば、それは議会のほうにも御提供することになるかと思えます。

○飯澤匡委員 いずれ県の管理体制というものを強化するということは知事も言っているわけです、記者会見で。情報開示については、大坊課長と同じような認識の中で知事も言っているわけですが、いずれこの関連事業の拡大路線の上に起こった事案ということは紛れもない事実です。県民の利益に穴をあけたということは事実ですから、調査の中でしっかりやっていただきたいというふうに思います。

そして、大きな項目の2点目、これは経営上の責任です。まず一つは関連事業についてですが、駅のにぎわいの復活と沿線地域の活性化を掲げて、この関連事業を実施してきました。これは社長が言っている言葉です。ところが、ミニストップ折爪サービスエリア店、これは会社の組織図にも入っているわけですが、これは住所が九戸郡軽米町です。全く沿線とは関係ありません。IGRが将来二戸市あたりから洋野町まで沿線の延伸を図るという計画でもあるのなら別ですけれども、全く社長が言っている関連事業の目的と合致していないわけです。極めて短絡的な拡大路線の延長上にあつたのではないかと。ここの点は、県はどのように監視をし、評価をしていますか。

○大坊交通課長 ミニストップの折爪サービスエリア店という、高速道路のサービスエリアに展開している店舗の出店に当たりまして、IGRからは、主に3点の説明を受けております。

まず1点目は、当然のことながら収支が相償うというところでありまして、こちらにつきましては収支、採算を確認しているという説明がございました。

2点目に、目的といたしましては県北地域の振興に資するということがございまして、今 IGR は一戸駅にもコンビニエンスストアを展開しておりますが、実は、この折爪サービスリアのコンビニエンスストアにつきましても、一戸駅と同じフランチャイズ本社と提携がございまして、その会社との間で協定を結んで、さまざまな県北の振興、情報発信であるとか、例えば土産についてこの店舗に置くといったところで協力をし合うという協定を結んでおります。

3点目でございますが、先ほど言いましたとおり、一戸駅のコンビニエンスストアと提携を組んでいるフランチャイズの本社のほうからのたつての要請ということで IGR に要請がございまして、そういったビジネスパートナーとの関係も考慮して展開したと聞いております。

いずれ1点目に戻るわけですが、コンビニエンスストア本社との間で事業採算性をしっかりと吟味をした上での出店でございましたので、私どもとしても、これを了としたというわけでございます。

○飯澤匡委員 言うならば拡大解釈の中でやったわけですから、その収支をやはりしっかり見せていただかないと、効果が上がっているのかどうかというのがわからないわけですから、それも含めてしっかりと要請していただきたいと思います。

それで、今回の事案は上司から出ささいと言われて3月26日に発覚したとのことですから、当然3月中には社長もこの事案の発覚はわかっていたと思うのですが、いかがですか。もちろんわかっていますよね、そうでなければ会社の体をなさないのだから。

○大坊交通課長 IGRからは、3月26日の夜に当該社員が上司である銀河鉄道観光の所長に着服の事実を伝え、所長はすかさず社長にその事実を伝達したというふうに聞いてます。

○飯澤匡委員 それで、4月6日の記者会見に至る間、実は3月30日ごろ、IGRの社長は台湾に行っているわけです。証拠として、フェイスブックに銀河鉄道と提携している鉄道会社の方がみずからのフェイスブックに載せています。その中に社長がオーケーサインを出して、これはランチパーティーか何かだと思うのだけれども。大体にして、こういう重大事案が発覚しているのに、社長がこういう提携事業のパーティーに行くということは、当事者意識として、県として問題だというふうに思いませんか。

あわせて、これは何の目的で、いつからいつまで台湾に行ったのか。これは事前に質問通告をしていますから、その点についてお答えください。

○大坊交通課長 まず、行程についてでございますが、IGRによりますと、3月27日から3月30日までの間、台湾に出張したということでございまして、主な用務はアウトバウンド、インバウンド関係の商談であったと聞いております。

また、結果として台湾のほうに社長が行っているわけでございますが、今申しましたとおり、インバウンド、アウトバウンドの商談ということで、相手方とはかなり前の段階から調整してきた商談があって、成約に向けて、あるいは今後のビジネスパートナーとの関

係といった部分で非常に重要な商談であったと聞いておりまして、そういった観点から今回対応をしたのだというふうに認識しております。

○飯澤匡委員 これも一般社会通念に照らして、全くおかしい行動だと思います。これは、社会的に大きな問題として発覚したのです。それも第三セクターですよ。第三セクターの社長が、こういう大きな事案の発覚を認識していたにもかかわらず、対外的な営業を優先したと。これ、県民に対して説明できますかね。フェイスブックのタグづけというのかなり大変な状況ですけれども、証拠が残っているから。今説明があったように、3月27日から30日の間、まさに原因究明のために社員一丸となって初期的な対応を図っている真っ最中ではないですか。普通の会社なら社長が陣頭指揮に立って、どうなっているのだと、現場の人間を集めて、どういう管理体制になっているのだというのを問いただしてやるのが普通ではないですか。先ほど危機管理体制、再発の危機管理体制の強化について総務部から説明がありました。これは全く同じことですよ。全く危機意識が欠けていると。今の答弁は、いろんなことをおもんばかって言っているのだろうけれども、これは社会的に通用しないです。こんな大きな、600万円強の大きな着服事案があった中で社長が原因究明の陣頭指揮もとらずにこうした対外的なことを優先したという、その意識を私は疑います。みんな疑いますよ、民間の会社の社長であれば。特に第三セクターですよ。全くもっておかしいと思います。これはいずれ、県の監督責任をしっかりとってください。これだけは、本当におかしいと思う。

それから、会見にも出ていなかった。先ほど指摘もありましたが。午前中の予定は、岩手川口駅の地鎮祭には出席しているのです。報道のインタビューにも回答している。要は、矢面に立つところは出ないで、都合のいいことだけコメントをする。これでは第三セクターとしての社長の存在意義というのは非常に印象が悪いし、私の見解からすれば、あってはならないことだと思います。その二つのことを含めて、当事者意識が全くもって欠けている。

今回の着服事案はトカゲの尻尾切り、一社員の着服事案ということにはとどまらない。会社全体での原因究明の組織や責任体制が全くなっていない。これは動かざる証拠ですよ。このことについて、どのような思いを持って指導監督するのか、それを最後に聞いて終わりにします。

○大坊交通課長 ただいまさまざまな御指摘がございました。この御指摘につきましては真摯に受けとめまして、I G Rのほうには社長を含めお伝えしたいと思います。

また、今後の指導につきましては、先ほど来、申し上げておりますとおり、まずは今回の事案の原因をしっかりと究明して再発を防止するよう強く要請したいと思いますし、出資法人の監督の立場でもございますので、一層指導を強化していきたいと思っております。

さらに経営監視という部分では、取締役会などの場を通じまして、本事案あるいは今後の全社の緊急点検といったようなものも取締役会に報告させまして、継続的にそういった経営監視を強化していきたいと考えてございます。

繰り返しになりますが、委員御指摘のお話は I G R にお伝え申し上げたいと思います。

○飯澤匡委員 前回の委員会で、取締役でもある大平前政策地域部長も、最後の取締役会においては、関連事業についてはしっかりと収支バランスを見てやるようにと苦言を呈したというような話もありました。今回、藤田政策地域部長は就任して間もなくこういうことが発生してしまったわけですが、いずれ取締役として今後経営の監視に当たってはその責任の一端を担うわけです。私が言っているのは全て事実に基づいて言っています。何ら脚色をつけて言っているものはありません。ですから、その点を踏まえてしっかりと、先ほど大坊課長のお話にあったように、第三セクターとしての使命を果たせるように監視をお願いしたいと。これは答弁は要りませんので、よろしくをお願いしたいと思います。

○城内よしひこ委員 私からも重複しないようにお伺いしたいと思います。

午前中の岩崎委員への答弁において、対処の仕方ということで、まだチェックし足りない部分や未収金があるかもしれないため、お客様に問い合わせるというやり方で行うということでありました。これは、客商売でありますので、ただでさえこういう不祥事案が起きて、I G R にとっては大打撃だと思います。その上で、なおかつ顧客に対してそういった失礼な聞き方というのは、民間では正直言ってあり得ないと思います。そういうことも含めて、しっかりと丁寧な対応をしていかないと今後客離れにつながりかねないということ指摘しなければならないと思います。

特に第三セクターでありますので、職員の報告、連絡、相談といった、常に当たり前のように皆さんが口にしていることがなされていなかった。残念な結果が出てしまいましたので、これをしっかりと徹底するべきだと。あわせて、先ほど飯澤委員のほうからも話があったとおり、民間であれば日々の現金の管理というのはしっかりとしています。そのこともやっていなかった、それも2年もというのは体質として I G R はいかがなものか、私はそのように言わざるを得ない。チェック体制の甘さがまさに今回の事案を生んでしまったということです。もしこれが氷山の一角であったとするならば、これはもっともっと大きい事案であります。

I G R の経営に対して、我が総務委員会でもいろいろと調査をしてきました。皆さんはこの間、胸を張って大丈夫だというような言い方をしてきましたし、一方では民間だ、一方では第三セクターだという使い分けをして、我々に情報を全面的な開示はしてこなかったというのも私はあると思う。

そこで、今後 I G R として、この事案に対して、職員も含めて全体的な責任のとり方として、どういうことを想定しているのか、また、それに対してどういう指導をするのか。

あわせて、過半の出資法人で大株主の取締役にも名を連ねる県として、どういう責任のとり方があると考えているのか。まだ調査の途中であるというのはそのとおりですけれども、しっかりと考えて、県民に対して情報発信をしていくべきだと私は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○大坊交通課長 今回の件につきまして、I G R での責任のとり方といったような部分で

ございますが、まず今回の事案につきまして、事案の全容解明を行い、再発防止策を講ずるというのが当面果たすべき責任だというふうに考えております。その上で、今回のような事案を防ぎ切れなかったといったことについては、会社にとっても一定の責任があると思っておりますので、社内の総点検なども踏まえまして、社内処分も含めてなのでしょうけれども、I G Rにおける適切な対応を待ちたいというふうに思います。

二つ目に、県としての責任といったような部分でございますが、県の出資法人でこういった事態が起きたということについては、我々も重く受けとめております。そういった中で、やはり我々も、繰り返しになりますが、今事案につきましての原因の解明、あるいは再発防止といったようなものはI G Rでも行いますが、今後十分な指導をしていくというのがございますし、我々として反省すべき点を整理して、今後同種の事案が起きないように、I G Rはもとより、我々で抱えておりますほかの県出資法人につきましても、しっかりと再発の防止を図っていきたいというふうに思います。

○城内よしひこ委員 この事案が発覚したのは3月26日であります。我々の議会は3月22日が最終日でした。本来であればこういった事案は、締め新时期がいつなのかちょっとわからないですけれども、3月の決算期を迎えれば早目にわかって、もう少し早く議会で報告できるチャンスがあったのではないかと。ただ、これがこういう形でずるずるとこの時期まで来てしまっている。これは残念なことだと私は思っています。ましてや、2年をまたいで事案です。こういうことを再発防止、再発防止と言うのは簡単ですけども、結果として再発防止を言う前にチェックすべき案件だったと強く指摘せざるを得ない。

午前中に岩崎委員のほうからもあったとおり、もしかしたらトップである方の経営方針に問題があるのではないかと。その辺も含めてしっかりと責任を県として追及していくべきだと思うのですが、そこをお伺いして終わりたいと思います。

○大坊交通課長 ただいまさまざまな御指摘がございました。3月26日に発覚したわけですが、決算時期でもあるので、もっと早くこういう事案が捉えられたのではないのかというような話でありますとか、経営方針にかかわるような部分につきましてもI G Rのほうに委員御指摘の点をしっかりと申し伝えながら、我々も反省すべき点ということできちんとかみしめて、I G Rの経営指導に当たってまいりたいと思います。

○工藤大輔委員 今回の事案が発生したことは非常に残念であります。そういった中で、私は旅行業部門については、沿線住民のサービスの向上だとか、それらを含めてI G Rの経営に資するものであればやってもいいのではないかとというふうな思いで、これまで議論があった際にはしてきたし、調査の際にはそういった話をしてきたところであります。今回は、恐らく新しく旅行業を始めるといった中で、早く実績をつくりたいといったことが社内でもかなり強く言われてきたのではないかと。もしかしたら、売り上げ至上主義になってしまって、未収金の回収のところまで全く意識がいていなかった。そこが相当欠けていた。営業の基本は、物を提案し、売って、代金を回収するところまでが営業の仕事だというふうによく言われるわけですが、そこではなくて、要は実績をつくりたいがゆえの売り

上げ至上主義がこの I G R の旅行業部門にあったのではないのかなというふうに思うのです。それが今回のこういった事案を発生させてしまったのではないかと感じているところでもあります。

以前、説明をいただいた際に指摘したのですが、そもそもこの旅行業は、個人と団体の方を顧客として扱うわけであって、ほとんどのものについては、チケットを渡した時点で現金と交換するのが基本ですよね。個人相手の場合は特にそうだと思います。お金が入らない場合は、その旅行が成り立たないのでキャンセルですよね。そこがほかの業種とは違う。ほかの業種であれば、売り上げを上げてから翌々月払い、翌月払いだとか、いろいろな条件があると思いますが、個人相手は全く違うのです、この旅行業は。そういったことからすると、平成 27 年 11 月から翌 28 年 3 月まで、3 件で 52 万 3,090 円の未収金がある。これをその時期、あるいは翌年度に入ってからでも未収金の回収ができていない、回収の指示が徹底されていないということは旅行業ではあり得ない話だというふうに思いますが、そういった点について県はどのような形で指導してきたのか、あるいは社内でもどのような形でやってきたのか、それを改めてお伺いしたいです。

○大坊交通課長 まず 1 点目、県のほうで未収金の管理体制をどのように把握していたのかといったような部分でございますが、率直に申し上げまして、未収金の回収というシステム自体はあるということは承知しておりました。I G R におきましては、例えばチケットを売ったときに、お客様が 1 カ月後に支払うからという指定の振り込みであったり、集金であったりといったような部分、あるいは団体旅行も、旅行が終わってからお客様が指定する日に振り込む、あるいは代金を回収するという中で、ある一定期間未収金が発生するといったような部分については承知しておりましたが、I G R の本社に参りまして、未収金の一覧を確認するとか、そういったところまではいたしていなかったというのが実態でございます。まさにその部分は、今回事案が起きましたので、県としても今後に向けて確認していくべき点かというふうに思っております。

もう一点は、社内での未収金の回収体制でございますけれども、こちらにつきましては先ほど一部御答弁申し上げましたが、月締めで未収金の一覧というものが銀河鉄道観光と違う総務部の経理部門でチェックされております。総務部のほうで古い未収金については早急に回収するようにと銀河鉄道観光に指示を行い、これを所長が当該販売担当に伝えるというところまではしているというようなことを、先週のヒアリングで確認いたしました。その先でございますが、伝達はしたが、未収金の回収の確認といったところまでなかなかできていなかったと。先週のヒアリング時点で、そういう話は受けておまして、今全社の緊急総点検をやっておりますが、まさにこういった点も含めた問題点をまず洗い出して改善していくということが重要ではないかなというふうに考えております。

○工藤大輔委員 旅行が終わってから、お客さんがいつ支払うというのは確かにあると思いますが、それがこんなに長期にわたるということは、まずあり得ないです。通常であれば、営業マンに対して上司は、次の売り上げはいいからとにかく未収金の回収を優先しろ

というふうな指示を出すだとか、その営業マンが1人でできないのであれば、総務部の人も含めて、一緒に回収に当たるようなことがあるのだというふうに思います。それがなされていなかったということは、先ほど申し上げたとおり、早く実績をつくりたいがゆえの売り上げ至上主義が社内であって、未収金の回収のほうに全く意識がいていなかったということがやはり言えるのだなということがわかりました。ですので、こういった点については、健全経営というのが何よりも優先される事項ですので、徹底してやっていただかなければなりませんし、また取締役会が開かれる中で、例えば四半期ごととか半期ごとの経営状況とかの報告もあるのだと思います。そういったところで指摘をして、それがどう改善されたかということも取締役会の位置づけであったり、あり方であったりがここでもやはり問われるわけです。そこが問われないようにするには、事前の段階でチェックをし、指摘をし、取締役会に上げる際にはこうでなければいけないということまで、本来であればやるのだと思いますが、そこが全くなされていなかったということなのだと思います。I G Rの言うとおりでなくて、ここはこういった課題、あるいは以前から多くの指摘があってやられてきた部門ですので、もっと注視をしていただきたいと思えますし、今以上に適正に指導していくべきなのだと思います。それについてお伺いしますが、あとは4月末の調査結果が出て、その全容が出てくると思いますので、そのときにまたお伺いすると思います。

そして、最後に、当該社員に返済の意思はあるというふうに聞いていますが、その確認と、返済される時期等がどうなっているのか。それ以後、日数が経過しますので、どのようにI G Rのほうから確認をし、今後の対応に当たっていくのかをお伺いし、質問を終えたいと思います。

○大坊交通課長 今回の事案を受けまして、委員御指摘のとおり、さまざまな社内でのチェックであるとか、取締役会での定期的な監視というのが非常に重要だと私どもも思っております。そういった意味では、我々も今回の事案を定点的に、定期的にと申しますか、しばらくの間はしっかりとモニタリングしていく必要があると思っております。指導の中では、ある一定の期間は集中して、あるいは強化して、I G Rの問題点の洗い出しを踏まえた改善内容、そしてその改善内容がしっかりと行われているのかどうか、こういったところを把握していきたいというふうに考えております。

あと返済の関係でございます。当該社員につきましては、I G Rの聞き取りによりまして、返済の意思は持っているという話でございますが、その返済の方法、例えば一括して返済ができるのかどうか、あるいはできない場合はどうやって返済していくのか。こういった部分につきましては、現在当事者間で話し合いがなされているところというふうに聞いております。当該社員も大きな不正案件を起こしてしまったという精神的な動揺もございまして、そこら辺のところのしっかりした話し合いにちょっと時間がかかっているという実態にあるという報告を受けております。いずれ当該社員は弁済の意思はあるということですから、会社の損害の回復に向けまして、I G Rとしての対応を支援していきたいと

いうふうに思います。

○小野共委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査及び調査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、さきの委員会において決定いただきましたとおり、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、5月23日から24日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。